

**今後の本特別委員会における調査事項（条例規定事項）**  
**正副委員長案**

**1 本特別委員会の所管調査事項**

アフターコロナを見通し、花や木で美しい三重のまちづくりを進めていくこと等により、心身ともに健やかな県民の暮らしを実現するための条例の策定に向け、調査・検討を行うこと

**2 今後の調査事項（条例規定事項）案**

・ **花きの文化の振興**

例) 花をプレゼントしあう文化の醸成、花いっぱい運動の推進、花育の推進、園芸福祉の推進 等

・ **県が管理する土地、施設等における花や木、緑の活用について**

例) 県道における街路樹の活用 等

・ **花や木、緑の効用（グリーンインフラを含む）関係** 【総論】

例) 県民や事業者による花や木、緑の効用を生かした取組の推進 等

- ※ 地域住民との連携についても盛り込む。
- ※ 木材利用の推進に関するものを除く（三重の木づかい条例に規定あり）。
- ※ 上記事項を具体的にどのように条例に規定していくかについては、今後の特別委員会での議論としたい。

**参考) 常任委員会等において調査等することが考えられる事項**

- ・ 花き産業の振興
- ・ 森林・林業関係
- ・ 都市公園、自然公園関係
- ・ 工場緑地、生産緑地その他の緑地関係
- ・ 地球温暖化対策（カーボンニュートラルを含む）、自然環境保全その他の花や木、緑の効用関係 【各論】

- ※ 本特別委員会におけるこれらの事項の扱いについては、新たに制定する条例等において前文等に例示するに留め、個別具体的な取組については、それぞれの常任委員会等において調査し、必要に応じて対応されるものとする。